

八代市旅館、ホテル等畳表張替事業

旅館、ホテルで令和2年度中に畳の張替えを行う場合、申請により最大8割（税抜き）補助します。

＜事業の要件＞

- (1) 八代市産の畳表を使用すること。
- (2) 使用する畳表の品質は、下記仕様のとおりとすること。
- (3) 令和3年3月31日までに完了すること。
- (4) 旅館・ホテル営業に用いる畳の張替えであること。
- (5) 畳屋等の事務所は八代市にあること。



【畳表の仕様】

熊本県い業協同組合が定める優の特等以上又は日本農林規格で定める特等以上とし、使用する糸は、麻糸・麻糸又は麻糸・綿糸の2本芯であること。

対象となる宿泊施設

八代市内で、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項の旅館・ホテル営業又は同条第3項の簡易宿所営業の許可を受けた旅館、ホテル等。

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号の営業のために設けた施設は対象外です。

補助対象者

旅館・ホテル営業等の許可を受けた者で、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 申請時において旅館・ホテル営業等を営んでいること。
- (2) 申請の後において旅館・ホテル営業等を継続して営む意思があること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 暴力団その他の反社会的勢力との関わりがないこと。

※7月豪雨により被災された旅館、ホテル等も、営業を再開すれば対象となります。

補助金額

畳表の張替えに要する経費の8割

※消費税は対象外。補助金額の計算で千円未満の端数が出た場合は切り捨てた額。

＜補助金額上限＞

張替える畳の畳数に12,000円をかけた金額が補助金額の上限となります。

（半畳は0.5で計算）

対象となる畳表の張替えについて

畳表の張替えは新調、表替えのどちらも対象です。

畳表の張替え等により不要となった畳の処分に要する経費も補助の対象です。

事前に申請が必要です。申請前の畳表の張替えは対象外となります。

畳表の張替えは市内の業者で、3社から見積書を取り、最低価格の業者とします。

<対象になるもの>

- ・旅館・ホテル営業に用いる畳表の張替え
(従業員の休憩室、施設内で補助対象者が経営する飲食店、広間の置畳なども含みます。)

<対象にならないもの>

- ・併用施設などで、自宅など旅館・ホテル営業等に供しない部分の畳表の張替え等
- ・テナント等で、補助対象者以外の者が営業する店舗部分の畳表の張替え等
- ・今回の張替えに対し、他の補助等を既に受け、又は受ける予定があるもの

○ 申請 について ○

【提出する書類】

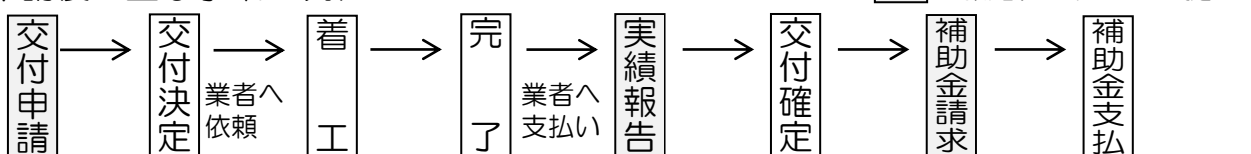
- 申請書
- 事業計画内訳書
- 着工前写真（畳の枚数がわかるもの）
- 見積り合わせ結果報告書（市内の業者3社の見積書を添付）

※その他必要に応じて提出をお願いする場合があります。

【提出先】

八代市役所農業振興課

<申請後の主な事業の流れ>



その他

- ・交付決定前着手届を提出することで、交付申請後すぐに着工することもできます。
- ・業者へ支払う前に補助金の一部を請求することができます。

～「いぐさ」の里やつしろで、新しい畳表でおもてなしを～

【お問合せ先】八代市役所 農業振興課
TEL：0965-33-8751

